

放課後児童クラブにおける OJT の実施状況と課題について

菅原 航平

Implementation status of training in after school care

Kohei SUGAHARA

【要 旨】

放課後児童クラブの登録児童は毎年数万人ずつ増加しており、それに対応するため新規に採用される放課後児童支援員も多い。放課後児童クラブ運営指針には、運営主体が支援員等に対する教育訓練を充実させることを求めているが、支援員等は非常勤職員が多くを占め、研修機会も少ないことから、教育訓練の体制は十分とはいえない現状がある。その改善策の一つとしてOJTが注目されている。そこで、本報告では、ミーティングや研修などのOJTに当てることができている業務時間やOJTへの運営主体の支援、教育訓練へのニーズや課題を明らかにすることを目的として、佐賀県及び長崎県の放課後児童支援員等に対して質問紙調査を行い、119名の協力を得た。結果は、1週間のミーティング時間の平均は107分と一日あたり20分程度であった。しかし、市町（運営主体）による差や、クラブごとの差が大きかった。また、運営主体の研修への取り組みにおいては、約4分の1の支援員等が、運営主体は取り組んでいないと感じており、運営主体が研修、ひいては育成支援の質について理解を深めることが求められていると考える。

【キーワード】

放課後児童クラブ 研修 OJT ミーティング

1. はじめに

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始され、5年が経過しようとしている。放課後児童クラブに関連する変化では、子ども・子育て新制度の開始等を契機として、市町村等が独自に定めていた放課後児童クラブで支援にあ

る者の要件が、放課後児童支援員資格に統一され、国の補助金の算定基準等に定められたことや、待機児童解消のために平成26年度から平成31年度末までに放課後児童クラブの定員を30万人増加させることが政府の目標とされた。

厚生労働省の発表資料¹⁾によると、2018年5月1日現在で、放課後児童クラブの登録児童数は1,234,366名であり、平成26年度には936,452

名であったことから、政府の30万人の定員増加という目標については、1年前倒しで達成されたことになる。しかし、目標を達成しても25,328名の待機児童が生じていることから、さらなる拡大が求められており、今後も年数万人ペースでの定員の拡大が見込まれる。

これらの児童の育成支援にあたる、放課後児童支援員は90,769名であり、前年度比で3,940名の増加となっている。資格を持たない補助者を含めると143,669名となる。しかし、放課後児童支援員等のうち74.8%が非常勤職として支援にあっている状況がある。

このように、毎年数万人ペースで増加する登録児童に対応するために、数千人の放課後児童支援員等が新たに仕事を始める中、約4分の3の支援員等が非常勤であるという雇用の特性などもあり、支援員等に対する育成支援についての十分な教育訓練が実施できていないという状況がある。

筆者の2018年に行った調査²⁾においても、クラブ外で実施される研修への参加は年平均1.7(±2.9)回、クラブ内での研修参加は1.7(±2.8)回と、クラブ内外の研修を合わせても年に約4回しか研修機会がないことが明らかになっている。この調査では、クラブ外での研修参加が少ない理由として、「研修会の開催自体が少ない」、「休みが取れない」という理由等が多くなっており、クラブ内部での研修参加が少ない理由では、「研修を提案(企画)する人がいない」、「研修時間が確保できない」ということが主な理由であった。

厚生労働省令である、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準³⁾においては、第八条の2に「放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。」との文言があり、放課後児童クラブ運営指針⁴⁾には、「放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修機会を確保し、その参加を保障する必要がある」や「放課後児童クラブの運営主体には、職員が自発的、継続的に研

修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。」という文言があり、放課後児童クラブの運営主体には、研修に関して責任をもって取り組んでいくことが求められている。しかし、先に述べたように現状では、研修は十分とはいえない。

この現状を改善するための一つの方法として、OJTの充実がある。OJT(On-the-Job Training)は、職場での実務中で行う、職員に対する教育訓練のことを指す。平成27年3月に放課後児童クラブの基準に関する専門委員会で提出された、放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理⁵⁾では、これまでの研修ではクラブ外での研修が基本とされてきたが、クラブ内での教育訓練(OJT)の実施や、自ら学ぶ意欲のある者の自己研鑽、職場環境や時間的な制約からOFF-JTなどに参加できない者へのDVD教材等の活用の可能性等についても検討を行い、OJTとOFF-JTを効果的に組み合わせられるよう教育訓練の工夫を行う必要性が指摘されている。非常勤職員が全体の4分の3を占め、外部での研修機会が限られており、各クラブの人員配置等の個別性も高いことを考慮すると、放課後児童支援員等の力量形成には、OJTを活用することが不可欠であるといえる。

しかしながら、放課後児童クラブは、それぞれのクラブは規模が小さいことが多く、必ずしも指導的な立場の支援員が配置されているわけではないので、クラブ内で指導を受けるということは難しい場合も多い。そのため、運営主体が資質向上における責任を果たし、教育訓練の充実につとめながら、支援員等が日々のミーティングや事例検討などを活用しながら、職員集団として学び合っていくことが重要であると考えられる。

そこで本報告では、職員ミーティングやクラブ内での研修などOJTに当てることができている時間やニーズ、課題、OJTに関する運営主体の支援体制を明らかにし、今後のOJTに関

する基礎資料とすることを報告の目的とする。

2. 方法

2019年9～10月に佐賀県及び長崎県で筆者らが実施した研修において、参加者139名（6会場）に対して、ミーティングや研修の実施状況、運営主体のクラブ内での教育訓練に関する支援、研修などに関するニーズや課題についての質問で構成された質問紙への回答を求めた。

調査は無記名として、調査対象者に対して調査趣旨、結果データの使用範囲等の説明を行い、調査への協力について書面による同意を得た。対象者の内、自身の回答を研究に用いることを許可し、書面による同意を示した者は123名（協力率88.5%）であった。

3. 結果

(1) 1週間のクラブ内でミーティングや研修を行っている時間

「クラブの運営や支援について、支援員全体で情報共有や話し合い、研修ができる時間は1週間に何分程度ありますか」との設問に対しては、1週間のミーティング等を行っている平均時間は107.6（±76.9）分であった。週5日と考えると、一日22分程度が平均的な時間となるが、標準偏差が非常に大きく、運営主体（市町）やクラブによる差が大きいと考えられる。また、1週間50分未満つまり一日平均おおよそ10分未満と回答した者は、全体の11.3%にのぼり、対象者全体の1割強は毎日10分未満のミーティング時間しか確保されていなかった。表1に市町ごとの一週間の平均ミーティング時間を示した。なお、市町毎の集計については、回答者が1名ずつだった2つの市町について、データの信頼性に問題があると考えられるため集計から除外した。

一番長い市町で平均300分（一日あたり60分）、一番短い市町で平均42分（一日あたり8.4分）となっていたが、標準偏差が大きい市町もあり、同じ運営主体（市町）でもクラブごとの差

表1 1週間のミーティング時間

	平均 (分)		標準偏差
A	83	±	23.6
B	112	±	68.3
C	114	±	35.0
D	133	±	34.0
E	115	±	37.7
F	139	±	81.2
G	55	±	5.0
H	64	±	46.3
I	300	±	0.0
J	165	±	86.2
K	300	±	0.0
L	120	±	30.0
M	42	±	14.0
N	133	±	23.6

が大きいことが明らかとなった。

また、一部対象に対して予備的な検討として、理想のミーティング時間を尋ねたところ、対象者の現在の平均が1週間65分、一日あたり13分であるところ、理想は平均1週間120分であり、1日平均24分程度のミーティング時間の確保は必要であると考えていた。

(2) 1年間のクラブ内での研修の回数

1年間のクラブ内での研修の回数は、平均2.6（±3.7）回であった。おおむね学期に1回程度クラブ内での研修が行われていることになるが、標準偏差も大きく、年間のクラブ内での研修が0回と回答した者も全体の41.6%と多く存在した。

(3) 運営主体の研修実施の取り組み

「運営主体は、クラブ内での研修の実施に取り組んで（推進して）いますか」という設問に対して、「とても取り組んでいる」、「取り組んでいる」、「どちらともいえない」、「取り組んでいない」、「全く取り組んでいない」の5件法で回答を求めた。

結果、全体の47.5%が「取り組んでいる」・「とても取り組んでいる」と回答していた。ま

た、「どちらともいえない」27.0%、「取り組んでいない」・「全く取り組んでいない」25.4%となっていた。

市町毎の取り組みの程度について割合(%)を表2に示した。

全ての回答者が、「とても取り組んでいる」、「取り組んでいる」と回答した市町が2つ、全ての回答者が「取り組んでいない」、「全く取り組んでいない」と回答した市町が1つあった。

「とても取り組んでいる」・「取り組んでいる」と回答した者にはさらに運営主体はどのような取り組みをしているか選択肢及び自由記述を設定して、あてはまるもの全てに回答を求めた。

結果、「研修時間の確保のため勤務時間を増やしたり、シフトを工夫している」が65.5%、「研修の講師や進行等をする人を運営主体が準備・派遣している」が55.1%、「研修内容(モデル)や教材を具体的に提示・指示している」32.7%となっていた。

(4) 自由記述の内容

自由記述については、「まず運営主体が研修を受けるべき」、「運営主体が研修に関わってほしい」「運営主体が研修内容を示したり、時間の調整をして欲しい」などとの意見があった。

どうしたらクラブ内での研修を多く実施できると思うかということについては、「勤務時間を長くする」という意見が圧倒的に多く、「全員が同時に研修に参加することは難しいので、同じテーマで複数回研修を実施する」というものや「午前中や夜間などに研修を実施する」、「講師の確保」、「他のクラブと情報交換をする」などの意見があった。ただし少数ではあるが、「今のままでよい」、「研修を増やすと負担が増える」などの意見もあり、支援員それぞれの働き方や、ニーズが異なることを示す意見もあった。

4. 考察

(1) ミーティング時間等の確保

まず、クラブでのミーティング時間については、平均1日24分であり、約1割が1日平均10分未満のミーティング時間しか確保できておらず、1日10分未満では十分な情報共有や研修機能は期待できないと考える。

ミーティングとは別の、クラブ内での研修は年平均2.7回と学期に一回程度の回数となっていた。前出の筆者が2018年に行った調査⁶⁾では、1.7(±2.8)回であり、大きな傾向の差異

表2 運営主体のクラブ内研修への取り組み(%)

	「とても取り組んでいる」	「取り組んでいる」	「どちらともいえない」	「取り組んでいない」	「全く取り組んでいない」
A	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
B	0.0	63.6	18.2	9.1	9.1
C	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0
D	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
E	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0
F	0.0	56.0	20.0	12.0	12.0
G	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
H	3.4	10.3	41.4	24.1	20.7
I	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
J	0.0	60.0	40.0	0.0	0.0
K	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
L	50.0	2.5	0.0	0.0	25.0
M	0.0	70.0	20.0	10.0	0.0
N	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0

はなかった。

これらのことから、平均的なクラブでは、毎日20分程度のミーティングと、学期に1度程度のクラブ内での研修が行われていると考えられる。

また、同一市町である場合は、おおむね同一の運営主体と考えられる（一部民間クラブや複数団体への委託などの可能性がある）が、市町（運営主体）による、ミーティング時間の差が大きく、最大一週間で約260分の差があった。さらに、同一市町内でもクラブごとの時間差が大きい地域もあった。筆者の行った調査⁶⁾においては、1ヵ月に行われる事例検討の回数とクラブの登録児童数には相関がみられており、クラブの規模を含む様々な要因が、このミーティング時間の長さに影響を与えているものと考えられる。

このため、10分未満のミーティング時間の放課後児童クラブは、まず毎日20～30分程度のミーティング時間の確保を目標として取り組むことが必要になるが、多くの場合勤務時間自体を延長することを検討する必要があると考えられる。一定時間以上のミーティング時間をすでに確保できている場合は、連絡や情報共有に留まらず、事例検討や支援の改善についての議論、講師を招く、教材を用いての研修の実施などを加えていくことなど、クラブの規模等の要因や現状に応じた改善が重要であると考えられる。

さらに、ミーティング時間が長い市町では平均1週間300分程度となっているが、放課後児童クラブ運営指針において求められている支援の水準や、今後期待される学校や地域、放課後子供教室等との連携などを考えると、週300分のミーティング時間でも十分とはいえないと考えられる。

くわえて、放課後児童クラブ運営指針⁴⁾には、育成支援に係る業務内容に「日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する。」、運営に関わる業務として「業務の実施状況に関する日誌」などについて記載されているが、ある程度のミーティング時間が確保されているクラブにおいても、育成支援の計画の作成や、記録の作

成は十分に組み込まれていないことがほとんどである。このため、ミーティング時間を確保できた場合は、さらに計画・記録作成のための時間の確保を進めることが求められる。

(2) 運営主体の支援員等の資質向上への取り組み

運営主体の研修などへの取り組みでは、厚生労働省令である、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準³⁾にも運営主体の研修に関する責任の記載があり、放課後児童クラブ運営指針⁴⁾においても運営主体の責任は明記されているが、実際には約4分の1の支援員が、運営主体は資質向上のための取り組みを行っていないと感じていることは大きな課題であるといえる。

また、自由記述には、「まず運営主体が研修を受けるべき」との意見もあり、運営主体の担当者や市町村の担当者が放課後児童クラブ運営指針などを十分に理解して、量的な面のみならず質的な面への注目を強めるべきであると考えられる。

このことは、運営主体の具体的な取り組みにも現れており、研修実施に取り組んでいると回答されている運営主体でも、「研修内容（モデル）や教材を具体的に提示・指示している」という項目は、32.7%に留まっており、運営主体自身がどのような研修が必要であるか理解できていないのではないかと考えられる。

さらに、今後は同じクラブであっても支援員等の経験年数や立場、意欲などによって研修ニーズが異なる⁶⁾ため、DVD教材などを活用した、個別的なニーズに応える方法も模索していく必要があると考える。

(3) 今後の課題

本報告の課題として、地域（運営主体）の取り組みの現状の差が大きいという結果が得られたことから、結果の一般化には対象市町村やサンプル数を増やしての検討が必要であると考えられる。

また、今回はミーティングの長さや市町の取

り組みのみを調査したが、実際にそれが育成支援の質向上に結びついているのかということ、ミーティング(研修)時間の長さや、共有・検討の内容、その頻度、SACERS⁷⁾など関連する尺度との相関なども調査を行い、どのような要因が、支援者の協働性を高めることや教育訓練の効果を高めることに繋がり、結果として育成支援の質を高めることにつながるのかということの詳細に検討していることが有意義な知見を提供するためには必要であると考えます。

また、研修に熱心に取り組む市町(運営主体)や、すでに一日50分程度のミーティング、研修時間が確保されている市町(運営主体)もあることから、その実践を分析して紹介することやこれらの運営主体・クラブに対してミーティングから一歩踏み込み、短時間で実施可能な研修プランの提示などを行っていくことも重要であると考えます。そのためにも、放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理⁵⁾で指摘されているように、運営主体は、「仕事に継続的に従事していれば身につくスキルと捉えられることがあるが、スーパービジョンの観点から、指導的立場の存在が非常に重要であり、指導的立場の人材育成にも考慮する必要がある。」という面について、十分に留意することも必要である。

くわえて、有効なミーティングや研修を行うためには、日々の記録の作成が重要であるが、その部分についても、今後合わせて調査を行っていきたい。

放課後児童クラブについては、運営基準が参酌化されるなど、量的確保及び、予算削減に重きを置かれた政策となっているが、質を向上のためには、例えば保育・幼児教育の分野において質向上のために注目されている、ノーコンタクトタイムといわれるような、子どもと直接かわからない会議や計画・記録作成、環境整備のための時間を確保が重要であると考えます。そのためにも、勤務時間自体の延長が不可欠であると考えます。

今後、勤務時間の延長を含めた運営主体の質向上に対する積極的に取り組みや、それを支える都道府県、市町村の取り組み、質向上のため

の実行可能性の高い取り組みの開発によって、育成支援の質が向上し、今まで以上に放課後児童クラブが登録児童やその家族の福祉の向上に寄与することを期待したい。

5. 謝辞

調査にご協力くださった佐賀県、長崎県の放課後児童支援員等の皆様に感謝いたします。

6. 引用参考文献

- 1) 厚生労働省子ども家庭局、平成30年(2018年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(平成30年(2018年)5月1日現在)、2018
- 2) 菅原航平、石橋裕子、放課後児童クラブにおける内部研修の成果と課題～佐賀県での現状から～、佐賀女子短期大学研究紀要、2019、53集、167-173p
- 3) 厚生労働省、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、2016
- 4) 厚生労働省、放課後児童クラブ運営指針、2016
- 5) 社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会、放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－、2015
- 6) 菅原航平、佐賀県内の放課後児童クラブにおける発達障害児支援について～育成支援における困難と研修ニーズ～、佐賀女子短期大学研究紀要、2017、52集1号 73-81p
- 7) テルマ・ハームス、エレン・V. ジェイコブス、ドナ・R. ホワイト著、埋橋玲子訳、新・保育環境評価スケール④〈放課後児童クラブ〉、2019、法律文化社